

質問事項一覧表

| 質問No | 質問箇所（ページ、事項）                   | 質問内容  | 回答内容   |
|------|--------------------------------|---|--|
| 1    | 募集要領（1ページ、第1、5（1）イ設計業務）        | 設計内訳書の作成とありますが、構成及び単価ならびに合計金額は事業者の裁量と考えます。金抜きの内訳書と理解してよろしいでしょうか。                          | 要求水準書 p5「1 基本事項（1）」に基づき設計業務を実施して頂きます。本事業は、交付金事業であることから、事業費と整合した設計内訳書として、単価等を含む金入りの内訳書の作成が必要です。 |
| 2    | 募集要領（3ページ、第2、2（1）（2）及び別表1熱源方式） | 別表1 に各学校の熱源方式が記載されていますが、「電気」のみの場合は、電気方式が決定事項ですか。一方、「ガス（都）・電気」とある場合はどちらを選択しても良いということでしょうか。 | 原則として参考図に示した熱源方式とします。  |
| 3    | 募集要領（3ページ、第2、2（1）（2）及び別表1防音等級） | 別表1 に各学校の防音等級が記載されていますが、既設の設備内容や仕様と同等レベルに対応すればよいと考えてよろしいですか。                              | 要求水準書 p6「2 基本方針（5）」に示したとおりです。  |
| 4    | 募集要領（12ページ、別表3主要リスクの分担保）       | 3 の「一般的に適用される法令の変更や新規立法」についてのリスクは民間では引き受けられません。貴市に存するものとしていただけないでしょうか。                    | 記載のとおりリスク分担保とします。  |
| 5    | 募集要領（12ページ、別表3主要リスクの分担保）       | 15 の不可効力事由についてのリスクは事業者負担を「一定の金額まで」とありますが、1%ルールが適用されると考えてよろしいでしょうか。                        | 詳細は協議により決定します。   |

| 質問No | 質問箇所（ページ、事項）                       | 質問内容  | 回答内容  |
|------|------------------------------------|---|---|
| 6    | 募集要領（12ページ、別表3<br>主要リスクの分担表）       | 17の「設計・設置段階の物価変更」は、「公共工事標準請負契約約款」第25条（スライド条項）」に準ずるものとしてよろしいでしょうか。                     | 募集要領 p12 別表3 主要リスクの分担表のとおりとします。                 |
| 7    | 要求水準書（2ページ、第1、6<br>第三者の使用）         | 構成員以外の第三者使用について、事前に市に届ける必要があるのは、どの範囲まででしょうか。  | 原則として使用するすべての第三者について、届け出をして頂きます。                |
| 8    | 要求水準書（6ページ、第3、2<br>基本方針）           | 空調機の整備に伴う電気容量増加分の変圧器の増設について、「（一部の学校では変圧器の交換又は受変電設備の交換をすること）」とありますが、増設か交換かは事業者裁量でしょうか。 | 要求水準書 p9（エネルギーの供給に必要な設備に関する事項）（2）に示した内容を原則とします。 |
| 9    | 要求水準書（8ページ、第3、3<br>要求水準（一般事項）（22）） | PCB について、「適正に処分すること」とありますが、これは貴市のリスクと考えられます。処分方法ならびに費用手当については、貴市のご対応でお願いできますでしょうか。    | 要求水準書 p8（一般事項）（22）に示した内容とします。                   |
| 10   | 要求水準書（8ページ、第3、3<br>要求水準（一般事項）（27）） | 試運転調整時において電気のデマンドを考慮するには、アラームなどでよろしいでしょうか。  | 要求水準書 p8（一般事項）（27）に示す試運転計画立案時に協議により決定するものとします。  |

| 質問 No | 質問箇所（ページ、事項）                            | 質問内容  | 回答内容   |
|-------|---|---|--|
| 1 1   | 要求水準書（8ページ、第3、3 要求水準（運転管理方式）（2））        | 電子記憶媒体へのデータ出力は、集中管理コントローラーにおいて収集可能とすればよろしいですか。                                | 要求水準書 p8（運転管理方式に関する事項）に示す内容を満足する機能を有するものであれば構いません。                         |
| 1 2   | 要求水準書（9ページ、第3、3 要求水準（エネルギー供給に必要な設備）（2）） | 受変電設備（キュービクル）の交換を要するのはご指定の3 小学校とし、その他の学校は変圧器の交換又は増設ということによろしいでしょうか。           | 要求水準書 p9（エネルギーの供給に必要な設備に関する事項）（2）に示した内容を原則とします。                            |
| 1 3   | 要求水準書（9ページ、第3、3 要求水準（熱負荷設計条件）（1））       | 所要換気量は外気導入100%とありますが、何に対しての100%か、どのような計算かご教示ください。                             | 全熱交換器等換気設備のない教室での負荷を想定したものです。熱負荷計算の詳細は、要求水準書に示す建築設備設計基準等各種基準に基づいて実施して頂きます。 |
| 1 4   | 要求水準書（10ページ、第4、2 基本方針（1））               | 「設置完了を早め、できるだけ早い供用開始となるよう」とありますが、これは努力義務と理解してよろしいでしょうか。あるいは、評価基準の有る評価対象でしょうか。 | 事業者選定基準 p4 表2「実績・体制・技術に係る審査」の評価項目及び配点における工事計画の評価の視点を参照してください。              |
| 1 5   | 要求水準書（10ページ、第4、2 基本方針（4））               | 揮発性物質等の測定は、必要に応じとありますが、内装材の張替えや塗装等を行った場合などを想定すればよろしいですか。                      | お見込みのとおりです。  |

| 質問 No | 質問箇所 ( ページ、事項 )                             | 質問内容   | 回答内容  |
|-------|---|--|---|
| 16    | 要求水準書 ( 10ページ、第4、2 基本方針 ( 4 ) )             | アスベストについては民間では要求水準書 p.12 第4,3 ( 12 ) 力欄にお示しくださった石綿含有建材の成形板などのレベル3 までが対応可能です。それ以上のレベル1 ( 吹き付け材 ) やレベル2 ( 耐火被覆、保温材、断熱材 ) については貴市のリスクとして撤去費ならびに工期延長をお考えいただける前提と理解してよろしいでしょうか。 | 要求水準書 p8 ( 一般事項 ) ( 23 ) に示した内容とし、工期の延長は想定していません。                           |
| 17    | 要求水準書 ( 10ページ、第4、3 施工業務の要求水準 ( 1 ) キ )      | 「部分引き渡しも可とする」と、とありますがこれは事業者の裁量で決定してよろしいのでしょうか。また、部分引き渡しの場合、その都度支払いも可能ですか。  | 作成して頂く工事計画に基づき、部分引き渡しは協議といたします。なお、部分払いが可能な場合の請求および支払い回数は1回以内とし、詳細は協議といたします。 |
| 18    | 要求水準書 ( 12ページ、第4、3 施工業務の要求水準 ( 9 ) 試運転調整ウ ) | 「市の指示により、キュービクルの受変電能力確認を空調機器の稼働を踏まえて実施する」とありますが、市の指示とはどのような指示でしょうか。  | 要求水準書 p8 ( 一般事項 ) ( 27 ) に示す試運転計画立案時に詳細を示します。                               |
| 19    | 募集要項 ( 10ページ、別表1 学校・対象教室等一覧 )               | 特別教室の対象教室合計が132 とありますが130 ではありませんか。  | 特別教室の対象教室の内訳に誤りがありました。合計は132 教室です。  |

| 質問 No | 質問箇所（ページ、事項）                                     | 質問内容   | 回答内容  |
|-------|--|--|---|
| 2 0   | 要求水準書（6ページ、3 要求水準（一般事項））                         | 特に記述はございませんが、室内機電源に関しては単相200V が必要となりますが室外機の3相 200V 電源からの分岐で宜しいですか。 | 室外機の電源からの分岐ではなく、各階の分電盤からの分岐を原則とします。           |
| 2 1   | プロット図<br>実施設計図（共通、各階（対象校）<br>冷媒管の天井内<br>隠ぺいについて） | 各階の冷媒主管を廊下内隠ぺい配管となっておりますが、天井内既存ダクト・配管・配線等は支障にならないと考えてよろしいでしょうか。    | 参考図のとおり、原則として天井内隠蔽とします。詳細は設計業務実施時に協議により決定します。 |
| 2 2   | アスベスト資料<br>（共通、諸官庁への届<br>け出について）                 | アスベスト処理の諸官庁届け出書類は、対象全校を一括で提出するものと考えてよろしいでしょうか。                     | 関係法令、規則等を遵守して適切に対応して頂くとともに、所管官庁の指示に従ってください。   |